

経済産業省

事務連絡
令和2年4月10日

各産業保安監督部保安課及び那覇産業保安監督事務所 殿
各都道府県液化石油ガス担当課 殿
各関係団体 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した液化石油ガスの充てん設備 における保安業務及び保安検査の猶予措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講ずるための環境整備を行う必要があります。

こういった状況の中、経済産業省は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部について一般消費者等の保安の確保を前提としつつ保安業務・充てん設備の保安検査等の実施期間の猶予措置を可能とする制度改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

記

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）における以下のとおり期間を延長する。当該期間で保安業務又は保安検査等を行う際には、事故の発生防止に努め、一般消費者等の保安確保に努めること。

次に掲げる期間が令和2年4月10日から9月30日までの間に終了する者は、点検期間を4か月猶予する措置を講ずる。

例） 1年に1回以上としているものは、1年4月に1回とする。

- （1）供給設備・消費設備の点検・調査及び周知を行う期間（省令第36条第1項、第37条第1項、第38条の2）
- （2）認定液化石油ガス販売事業者の事業報告しなければならない期間（省令第48条第1項）

(3) 充てん設備の保安検査を受ける期間（省令第81条第1項）

(4) 液化石油ガス販売事業者の事業報告しなければならない期間（省令第132条）

以上